

# 高知県入札参加資格 共同電子申請システム

—申請者 変更申請 建設編—

令和5年10月

高 知 県

第 1.0 版

# 目 次

1. 変更申請手順.....	1
2. 変更申請で変更可能な項目 .....	3
3. お問い合わせ.....	4
3.1 お問い合わせ一覧.....	4
3.2 お問い合わせの前に.....	4

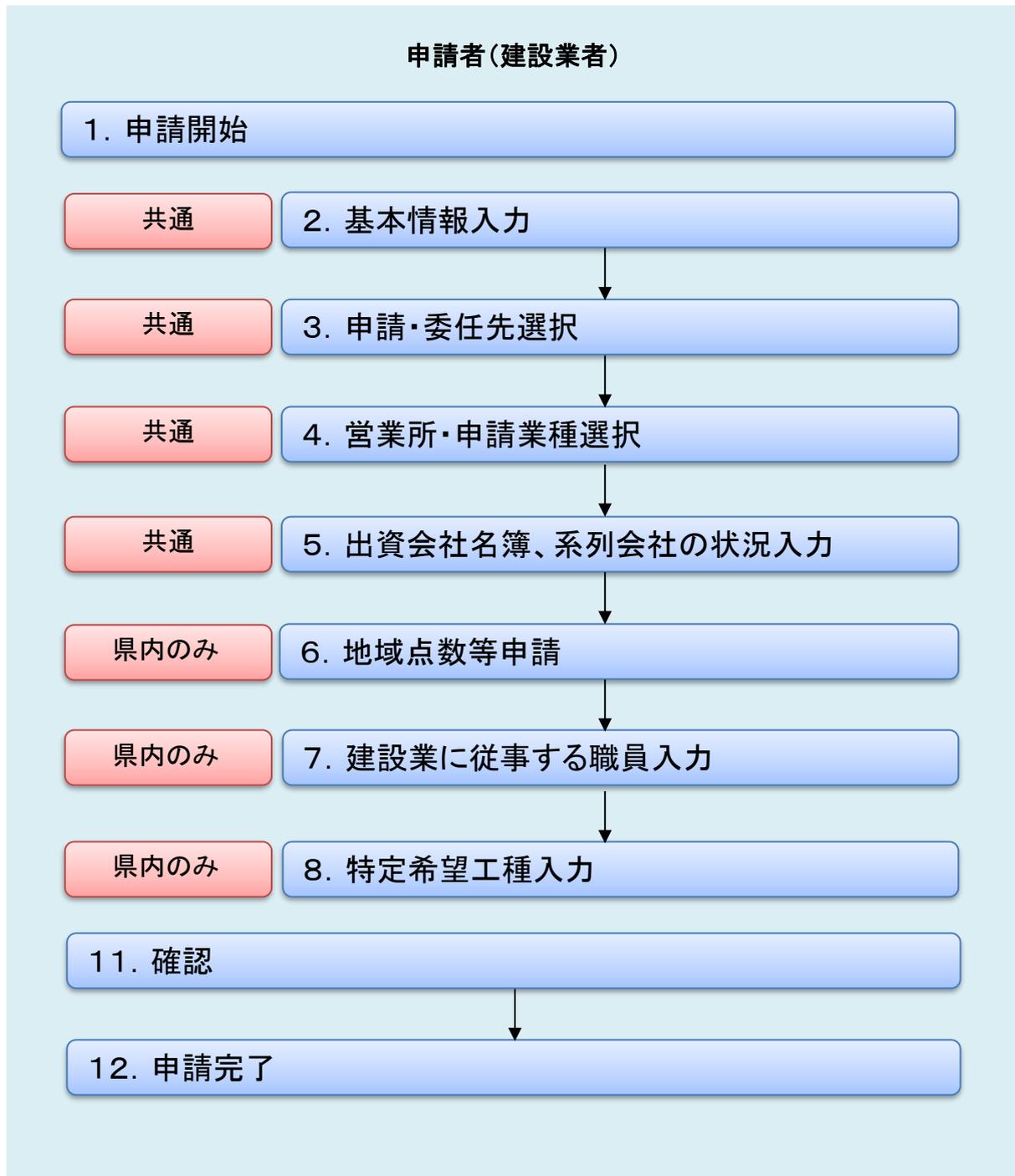
高知県入札参加資格共同電子申請システム  
—申請者 変更申請 建設編—

改訂履歴

改訂年月	版数	改訂内容
令和5年10月	第1版	初版

## 1. 変更申請手順

入札参加資格申請画面の流れは下記の通りです。新規・継続申請時の申請書の内容が画面に展開されますので、変更したい項目を適宜修正してください。



ホーム画面→変更申請ボタンより、申請を行います。

高知県入札参加資格審査申請システム

株式会社県庁設備 様

[ホーム](#)
[新規・継続申請](#)
[資格決定通知](#)
[変更申請](#)
[資料送付](#)
[パスワード変更](#)

ログアウト

① 申請済の入札参加資格審査申請が差戻されました。新規・継続申請より確認をお願いします。

新規・継続申請：審査中
変更申請：審査完了

お知らせ

【2023年10月01日】  
令和6・令和7年度入札参加資格申請の受付を開始しました。

【2023年04月02日】  
[経営事項審査・入札参加資格審査日時予約について](#)

過去のお知らせ >

**入札参加資格審査申請**

令和XX・令和XX年度の入札参加資格審査事項を申請します。  
差戻し時は申請内容を訂正することができます。

新規・継続申請

**資格決定通知**

資格決定通知書をダウンロードします。

資格決定通知

**申請書記載事項変更届**

当年度の入札参加資格の変更を申請します。

変更申請

**追加付帯資料送付**

入札参加資格審査申請、又は変更届時に追加で資料を送付することができます。

資料送付

2

高知県入札参加資格共同電子申請システム

## 2. 変更申請で変更可能な項目

県内・県外それぞれ変更申請にて変更できる項目は下記の通りです。

	変更届で変更可能な項目	中間年で変更可能な項目
県内建設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・FAX 番号</li> <li>・メールアドレス</li> <li>・消費税の課税・免税</li> <li>・年間委任に関する事項 (委任状の差替え、各申請書の受任者欄の項目)</li> <li>・会社法上の親会社・子会社の関係</li> <li>・役員の兼任</li> <li>・営業所廃止等に伴う、申請業種取下げ</li> </ul>	左記の項目プラス <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請先市町村</li> <li>・申請業種の追加</li> </ul>
県外建設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商号又は名称</li> <li>・所在地</li> <li>・代表者</li> <li>・郵便番号</li> <li>・電話番号</li> <li>・FAX 番号</li> <li>・メールアドレス</li> <li>・消費税の課税・免税</li> <li>・年間委任に関する事項 (委任状の差替え、各申請書の受任者欄の項目)</li> <li>・会社法上の親会社・子会社の関係</li> <li>・役員の兼任</li> <li>・営業所廃止等に伴う、申請業種取下げ</li> </ul>	左記の項目プラス <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請先市町村</li> <li>・申請業種の追加</li> </ul>

### 3. お問い合わせ

#### 3.1 お問い合わせ一覧

##### ・入札参加資格に関すること

高知県土木部土木政策課建設業振興担当

TEL:088-823-9815 FAX:088-823-9263

##### ・システムの操作に関すること

高知県入札参加資格共同電子申請システムヘルプデスク  
受付時間:平日 9:00～17:15 まで(12:00～13:00 を除く)

TEL:0570-023-888 FAX:0570-200-935

メール:helpdesk-kochi@msk1111.co.jp

#### 3.2 お問い合わせの前に

お問い合わせの前に、以下のページをご確認ください。

##### 高知県入札参加資格共同電子申請システムポータルサイト



##### FAQ

システムについての『FAQ』が掲載されております。  
お問い合わせの前に、ご確認をお願いいたします。

- ◆ ヘルプデスクへお問い合わせの際、話中などが続いている場合には、お手数ですが、メールもぜひ御利用ください。